

●香川県選挙管理委員会告示第42号

平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 31 日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

1・2 略

3 介護医療院

名 称	所 在 地	指定年月日
略		
医療法人日昭会岡病院介護医療院	略	
医療法人社団和風会橋本病院介護医療院	三豊市山本町財田西902-1	令和8年7月29日
おおにし介護医療院	略	
略		

4～6 略

改正前

1・2 略

3 介護医療院

名 称	所 在 地	指定年月日
略		
医療法人日昭会岡病院介護医療院	略	
おおにし介護医療院	略	
略		

4～6 略